

令和3年(2021年)8月の大雨
特定災害対策本部会議（第9回）

議 事 次 第

日時：令和3年8月24日（火）11：00～

場所：合同庁舎8号館3階 災害対策本部会議室

1. 開会
2. 被害状況及び各省庁の対応状況等について
3. 棚橋特定災害対策本部長発言
4. 閉会

緊急要望書

(令和3年8月の前線に伴う大雨被害対策)

令和3年8月21日
長崎県

令和3年8月の前線に伴う大雨被害対策について

長崎県では、8月11日から17日にかけて、九州北部地方に停滞する前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んで長期にわたる大雨となり、14日午前2時15分に東彼杵町、川棚町、波佐見町に、5時5分に長崎市、佐世保市（宇久を除く）、西海市（江島、平島を除く）に「大雨特別警報」が発表されました。

今回の大雨による総降水量は、1週間で平年の8月ひと月分の2倍から4倍以上という、これまでに経験したことのない記録的な豪雨となり、雲仙市と西海市において貴重な人命が失われたほか、住家被害やがけ崩れ、道路の崩壊など甚大な被害が発生しております。

現在、被害状況の把握や復旧に努めているところですが、一刻も早く県民生活の安定や経済活動の回復を図る必要があることから、緊急かつ重点的な支援につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

令和3年8月21日

内閣府特命担当大臣
(防災、海洋政策) 棚橋 泰文 様

長崎県知事 中村 法道

1 激甚災害の早期指定について

農地・農業用施設、林地・林道・治山施設等の災害復旧を早急に行うため、「激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律」に基づき、激甚災害として早期に指定し、特別の財政支援を講じること

2 災害復旧事業の早期実施について

公共土木施設、農地・農業用施設、林地・林道・治山施設などの復旧について、災害復旧事業に早期に着手し、社会生活や生産活動の早期再開が図れるよう、災害査定や事業採択に関する手続きについて、迅速かつ柔軟に対応すること

3 営農被災者向け金融支援等の実施について

早期の営農再開が図れるよう、農林漁業セーフティネット資金等の無利子化や、農業共済金の早期支払い、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）の発動等について、速やかな措置を講じること

4 雲仙地域の再生について

雲仙地域は本県を代表する観光地であるが、平成3年以降、雲仙普賢岳災害に係る風評被害により壊滅的な打撃を被った経過がある。その後、地元関係者等の懸命の努力により、質の高い滞在型観光地として生まれ変わろうとしている中で、新型コロナウイルス感染症に加え今回の災害により、再び多大な影響を被っている。

このような状況の中、雲仙地域再生のため次の措置を講じること

- (1) 国立公園の核心であり、重要な観光資源である八万地獄について、景観に配慮した早期の復旧・再生に向けた措置を講じること

- (2) 今後、温泉施設の復旧やその後の誘客対策などが必要となることから、過去の豪雨災害時に準じた事業再建支援制度の創設や必要な金融支援措置を講じるほか、現在事業展開中の「地域観光事業支援」の柔軟な運用を図るなど、本災害により影響を受けた事業者が迅速に事業再開や事業再建できるよう必要な支援策を講じること

5 災害対策に係る財源措置について

災害の復旧・復興には多額の経費を要するため、災害復旧事業及び災害関連事業をはじめ必要な予算を確保するとともに、県及び被災市町の特別交付税の配分に特段の配慮を行うこと

内閣府特命担当大臣
(防災、海洋政策)

棚橋 泰文 様

令和3年8月の大雨災害に係る
緊急要望書

長崎県雲仙市

令和3年8月の大雨災害に係る支援について

令和3年8月11日からの大雨につきましては、九州地方において線状降水帯が多発し、その状況に多くの住民が不安を抱えた生活を強いられている状況にあります。

本市におきましては、雲仙岳の観測において8月の平均降水量(314.4mm)の4倍を超える1517.0mm(8月19日現在)が確認され、それによる土砂災害で家屋が倒壊し住民が死傷するなど甚大な被害が発生し、これまで人命救助を最優先として、住民の安全確保に努めているところであります。

しかしながら、今回の大雨により地盤が緩み、現在もなお多くの住民が避難生活を強いられ、また、土砂崩れにより本市観光のシンボルである雲仙地獄が被害を受けるといった観光産業への影響など、雲仙地域においては極めて深刻な被災状況にあります。

このようなことから、国におかれましては、被災地の状況を十分にご理解いただき、地域住民の安全・安心な日常生活が一刻も早く取り戻せますよう、緊急かつ重点的な支援につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

令和3年8月21日

長崎県雲仙市長 金澤 秀三郎

【被災者支援について】

1. 被災者支援制度の拡充について

今回の大雨により災害救助法の適用を受け、長期化する避難住民の安全性の確保をさらに図るため、地域のホテルを避難所として指定しているが、災害救助法は災害発生から7日以内と規定されている。

不安を抱えた避難者の安心を確保するためにも、災害状況を勘案し適切な避難期間の確保が必要であることから、災害救助法の期限の延長と、それに係る財政支援を拡充すること。

【災害復旧・防災対応について】

1. 地すべり災害の早期復旧と再度災害の防止について

今回の豪雨では雲仙地区において地すべりが発生しており、死傷者のほか多くの避難者がでております。今後は斜面を継続的に観察し、異常があればその都度地域住民の避難が必要となることから、抜本的な解決策として地すべり防止対策工事を早期に実施すること。

また、復旧にあたっては、国立公園の景観等に配慮した工法を検討すること。

2. 河川、水路等の排水施設整備について

地すべりの発生防止については、地下水の処理が大変重要と考えるが、雲仙地区においては温泉地特有のガス等によりコンクリートの劣化が早く、河川や水路の老朽化により排水施設は非常にぜい弱な状況であることから、地すべり区域の地下水や表面水をコントロールし、再度災害を防止するため、国において地域の排水施設整備を実施すること。

3. 水道施設の回復及び維持について

国立公園内にある水道施設周辺において斜面崩壊の発生により水道施

設が破損し、安定的な飲料水の供給が危ぶまれることから、施設の復旧または移設に関し、必要な技術的支援及び財政的支援を行うこと。

4. 幹線道路の早期整備について

島原半島は起伏の激しい地形であることから道路整備が立ち遅れており、今回被災した雲仙地区へ向かう道路は、幅員が狭小で急カーブが連続する等通行に危険が伴うほか、崖崩れ等の災害が発生しやすく事前通行規制区間が設定されるなど非常時における初動体制整備や被災後の救助・救援活動に支障を来している状況であることから、当該地域における幹線道路を早期に整備すること。

【産業復興・支援等について】

1. 被災した雲仙地獄（八万地獄）の再整備について

土砂崩れにより被害を受けた雲仙地獄（八万地獄）をはじめとする観光資源の復興にあたっては、原型復旧に留まることなく観光客の安全確保と併せ、これまで以上に価値を高める再整備事業を構築し、計画的な予算確保と早急な事業の実施に取り組むこと。

2. 被災した中小企業等に対する支援について

大雨、土砂崩れ等により被害を受けたホテル・旅館を含む中小企業者等に対して、施設や温泉配管・爛付配管等の設備の復旧に係る助成制度の創設、休業・売上減少に対する支援等、必要な措置を講じること。

また、ホテル・旅館等の休業や宿泊客の減少に伴い、食材等を納入する卸業者や生産事業者への影響も見込まれることから、これらの関連事業者に対する助成制度を創設すること。

3. 被災した地域の正確な情報発信について

観光産業に対する風評被害を防止するため、国においても地域の現状に関する正確な情報発信を行うとともに、観光プロモーションへの支援を積極的に行うこと。

4. 観光需要策の促進について

観光需要喚起策として有効な事業であるGo Toキャンペーン事業の継続・充実と併せ、被災した観光地を対象とした旅行、宿泊費割引事業等の復興支援制度を創出すること。

5. 復興に向けた新たな体制構築と強固な連携について

被災した国立公園・雲仙温泉地域の復興にあたっては、国及び県、市、関係機関の情報共有の中で将来ビジョンを描き、また、計画的な復興に向けて取り組むことが重要であることから、国主導の下、関係機関で組織する体制を構築し、一体的な事業の推進を図ること。

【財政措置について】

1. 災害復旧に係る地方財政措置

被災者支援や災害復旧などのために必要な財政需要に柔軟かつ的確に対処できるよう、特別交付税の増額などについて特段の配慮を行うこと。

2. 災害廃棄物の処理について

被災地域においては、土砂災害により家屋が倒壊し、災害廃棄物が発生していることから、その処理に係る必要な経費について、国が全額を負担すること。

3. 激甚災害の早期指定について

令和3年8月11日からの大雨により発生した災害について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を適用すること。

緊急要望書

(令和3年8月豪雨に係る災害対策)

令和3年8月21日

佐賀県

内閣府特命担当大臣（防災）

棚橋 泰文 様

令和3年8月豪雨に係る災害対策について（要望）

佐賀県においては、8月11日から降り始めた記録的大雨により、県内各地で土砂災害が発生するとともに、2年前の令和元年佐賀豪雨災害と同じ地域で内水氾濫による大規模な浸水被害が発生しました。

数十年に1度と言われている大雨特別警報が4年連続で発生するなど、気候変動の影響により、気象条件がこれまでの北部九州とは全く異なるものに変化しています。30年に1度と言われていた豪雨が、毎年発生することを前提に災害対策をしていかなければいけない状況です。

2年前に続き、再び被害に見舞われた被災者の想いに寄り添い、これ以上、災害を繰り返してはいけません。

今回の大雨に係る災害に伴う復旧・復興に当たっては、今回の災害を教訓化し、ソフト・ハードすべての面において、従前への復旧・復興にとどまらない、気候変動に対応した持続可能なまちづくりを行っていく必要があります。

政府におかれましては、そうした「気候変動対応型復旧・復興」について、特段のご配慮をお願いします。

令和3年8月21日

佐賀県知事 山口 祥義

1 治水対策の抜本的な見直しについて

総雨量 1,000mm を超える降水量を記録するなど、気候変動の影響がみられており、治水対策のあり方を抜本的に見直す必要がある。特に被害の大きい六角川水系については、早期に実施すべき治水対策の議論を、国、市町と連携して早急に進める必要がある。

(治水計画の策定)

- ・気候変動の影響を考慮した治水計画を策定すること。

(六角川水系に係る取組)

- ・特に被害の大きい六角川水系において、早期に実施すべき治水対策の議論を国、市町と連携して早急に進めていくため、県・市町が今後取り組んでいく治水対策に対し積極的な支援を行うこと。また、国においても治水対策を推進すること。

2 内水氾濫への対応

今回の記録的大雨により、令和元年佐賀豪雨災害と同じ地域で、前回よりも大規模な浸水被害が発生した。

災害復旧事業の実施においては、今回の災害を教訓に、気候変動の影響を踏まえ、原形復旧ではなく、再び災害が発生しないよう気候変動対応型復旧に取り組む必要がある。また、事業実施においては、河川改修など、長期的な治水対策の取組みとともに、大雨が頻発していることを踏まえ、直ちに出来る取組みに早急に着手する必要がある。

(排水機場の浸水対策)

- ・今回の災害では令和元年佐賀豪雨災害を上回る洪水が発生し、雨水が防水扉を超え、排水機場が浸水、排水不能となった。このため、今回の浸水水位を前提とせず、排水機場の想定される最大の浸水水位まで災害復旧事業の対象とし、支援すること。

(農業施設における防水壁の設置)

- ・ハウス施設の浸水防止壁の設置など、被災防止対策の実施を支援する事業を創設すること。

今回の災害では、令和元年佐賀豪雨災害の被災者がわずか2年のうちに再び被災するという、過去に例をみないような事態が生じている。被災者には、再建に向けて「心が折れる」という声がある。度重なる災害を踏まえ、被災者が再建に向けて心が折れないよう、前回より更に高いレベルの支援が必要である。

(一般住民への支援)

- ・被災者は、前回の住宅再建のために、既に多くの経済的負担を強いられており、続けて発生した今回の災害復旧を諦めざるを得ないような状況も発生している。このような事情を踏まえ、被災者生活再建支援制度における支給額の引き上げ等、住宅再建に当たっての経済的支援を拡充すること。

(商工業者への支援)

- ・今回の災害により被害を受けた地域は、令和元年佐賀豪雨や令和2年7月豪雨で被災した地域が含まれる。

①「なりわい再建補助金」による復興支援

「なりわい再建補助金」(中小企業庁所管)は「本激」指定でないと実施されないが、被災した商工業者が前を向いて事業再開に取り組めるよう、「局激」指定であっても本事業による支援を行うこととし、1日も早く決定、発表すること。

令和元年・2年に続き、今回も被災した商工業者については、物的損害に加え、心理的損害も著しく大きいことから、「定額補助」(10/10)を適用するとともに、その上限額の引上げを行うこと。

また、今後、同様の被害を受けることのないよう、「なりわい再建補助金」の対象に、防水壁、止水板、土留工事、施設構造の強靱化(地盤嵩上げ、建物のピロティ構造への転換等)などの防災対策も加えること。

②政府系金融機関の借入等に係る利子負担の軽減

令和元年佐賀豪雨や令和2年7月豪雨により被災した商工業者で、政府系金融機関(日本政策金融公庫、商工中金)の災害復旧関係の借入によって

事業を再開した事業者が、今回の災害により再度、同様の借入を行うこととなった場合に、災害復旧のために多重債務を抱えることとなる。

このため、事業者に寄り添った措置として「利子補給制度」を創設・実施するなど、多重債務を抱える事業者への支援を行うこと。また、新型コロナ対策に準じて、災害復旧に係る民間金融機関を活用した実質無利子・無保証制度の創設を行うこと。

(農林漁業者への支援)

- ・農業用施設・機械の再建・修繕等を支援する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の被災農業者支援型を早期に発動するとともに、補助率の嵩上げを行うこと。
- ・浸冠水した園芸作物の種苗の調達など、被災された農家の営農再開を支援すること。
- ・農林漁業セーフティネット資金など災害関連資金について、無利子化等の特例措置を講じること。

3 土砂災害への対応

今回の大雨では、土石流による家屋の倒壊、林道等での法面崩壊、茶畑、ため池の地滑りなど、県内各地で多くの土砂災害が見受けられた。

この土砂災害により、生活再建や事業継続が困難になっている被災者が再建に向かうため、早期の事業実施が必要である。

(早期の復旧支援)

- ・生活再建や事業継続が難しくなっている被災者がいることから、早期の生活再建（事業再建）を実現するためにも、早期の事業採択を行うこと。

(気候変動対応型復旧)

- ・災害復旧事業の実施においては、原形復旧ではなく、再び災害が発生しないよう気候変動対応型復旧を積極的に推進すること。
- ・治山事業等の採択に当たっては、全国一律の工法選定ではなく、現地条件に応じた工法選定を積極的に推進すること。

4 その他

(起債の充当率)

- ・ 補助災害復旧事業については、災害発生年度に災害査定を受け事業を行うのが通常であるが、災害発生年度の翌年度に補助金が交付決定される場合もある。この場合、いわゆる過年災となり、地方債については充当率が低くなる。

このため、激甚災害の指定を受けた場合や広域災害の場合などでは、多くの事業が翌年度交付決定となる傾向が強くなり、翌年度以降の財政負担が大きくなるため、翌年度以降も現年債と同様の充当率とすること。

(広域災害の事業採択)

- ・ 小規模な、市町道、農地・農業用施設、林道等の被災の場合、1件、1件は小規模でも、箇所数が多くなると相当な負担となることから、小規模な被災でも一定件数以上の場合は支援の対象とすること。

(各種手続きの簡素化)

- ・ 大規模・広範囲の災害については、罹災証明の手続きは、外観・浸水深による判定のみで対応できるようにすること。
- ・ 災害査定や事業計画の採択に当たっては、これまでの大規模災害においても、効率化を図っていただいているところであるが、今般の災害に対しても、机上査定の拡大、設計図書の簡素化等の措置を講じること。

5 激甚災害の早期指定について

今回の大雨による災害について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害として早期に指定し、特別の財政措置を講じること。

令和3年8月11日からの大雨による被害及び 消防機関等の対応状況（第16報）

3 消防庁

（これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。）

令和3年8月24日（火）8時30分

消防庁災害対策本部

※下線部は前回からの変更箇所

1 気象の状況（気象庁情報）

・顕著な大雨に関する全般気象情報

8月12日 13時59分 発表 福岡県、熊本県
 8月13日 9時19分 発表 広島県
 8月14日 2時21分 発表 佐賀県、長崎県
 6時09分 発表 福岡県

・大雨特別警報

8月13日 8時45分 発表 広島県（広島市）
 →13時00分 大雨警報に切替え
 8月14日 2時15分 発表 佐賀県（武雄市、嬉野市）、長崎県（東彼杵町、川棚町、波佐見町）
 3時30分 発表 佐賀県（多久市、小城市、大町町、江北町、白石町）
 5時05分 発表 佐賀県（鹿島市）、長崎県（長崎市、西海市、佐世保市）
 5時40分 発表 佐賀県（佐賀市）
 5時50分 発表 福岡県（久留米市、小郡市、大川市、大木町）
 6時20分 発表 福岡県（朝倉市）
 6時30分 発表 佐賀県（鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、有田町）
 10時10分 発表 福岡県（大牟田市、みやま市）
 11時15分 発表 福岡県（八女市）
 12時41分 発表 広島県（広島市）
 12時45分 発表 福岡県（那珂川市）
 13時50分 発表 福岡県（福岡市、うきは市）
 13時51分 発表 佐賀県（みやき町）
 14時50分 発表 佐賀県（唐津市、玄海町）
 15時25分 発表 広島県（廿日市市）
 8月15日 6時10分 全て大雨警報に切り替え

2 被害の状況

(1) 人的・住家被害

都道府県	人的被害				住家被害						
	死者	行方不明者	負傷者		合計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
			重傷	軽傷							
人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
千葉県								3		5	8
長野県	3			3	6	6	1	3	14	287	311
岐阜県				1	1		1	36	22	54	113
愛知県										2	2
三重県								5		5	10
滋賀県									5	47	52
京都府								2	8	35	45
兵庫県				1	1						
和歌山県				1	1			15		9	24
島根県									5	26	31
岡山県								1		2	3
広島県	1			1	2	3	9	41	130	230	413
山口県						1		3		3	7
愛媛県									3	3	6
福岡県			1	2	3		3	15	542	2,524	3,084
佐賀県				4	4	1	1	5	226	1,075	1,308
長崎県	4	1	1		6	5		4		16	25
熊本県	1	0			1		1	4	4	55	64
大分県							3	2	2	5	12
鹿児島県	1				1			1		5	6
合計	10	1	2	13	26	16	19	140	961	4,388	5,524

上記表の詳細（主なもの）

【長野県】

- ・ 岡谷市川岸東で土砂崩れにより 8 人が巻き込まれ
→ 救出済み（死者 3 人、軽傷 2 人、3 人負傷なし）

【広島県】

- ・ 上記表の他、住宅被害について調査中
- ・ 庄原市で土砂崩れにより 1 人が巻き込まれ
→ 救出済み（軽傷）
- ・ 東広島市志和町で田んぼを見に行った 1 人が帰らないとの通報あり
→ 広島市中区の海上で発見（死者 1 人）
- ・ 上記表の他、広島市安佐北区安佐町で車 1 台が川に転落（人数不明）
→ 8 月 24 日捜索活動（※海上保安庁において、海上で 1 人発見、救出→死亡確認、本事案との関連を確認中）

【福岡県】

- ・ 添田町落合で土砂崩れにより 2 人が巻き込まれ
→ 1 人自力脱出済み（負傷なし）、1 人救出済み（重傷 1 人）

【佐賀県】

- ・ 上記の他、武雄市で多数の床上・床下浸水が発生、詳細調査中
- ・ 神崎市神崎町で土砂崩れにより 1 人が取り残され
→ 救出済み（軽傷 1 人）

【長崎県】

- ・ 雲仙市小浜町で土砂崩れにより住家 2 棟全壊
→ 救出済み（死者 2 人、心肺停止者 1 人、重傷 1 人）
- ・ 西海市で側溝に 2 人転落
→ 救出済み（死者 2 人）

【熊本県】

- ・ 人吉市七地町の球磨川で人が流された
→ 救出済み（死者 1 人）

【宮崎県】 被害なし

【鹿児島県】 日置市（死者 1 人）

(2) その他の救助事案（消防本部から聴取）

【長野県】

- ・ 木曾郡王滝村で大雨により 14 人の孤立が発生、人的被害なし
→ 長野県消防防災ヘリコプターが出動、避難搬送済み

【広島県】

- ・ 北広島町本地、丁保余原、木次地区で河川氾濫により 17 人の孤立発生
→ 救出済み（負傷者なし）

【福岡県】

- ・ 飯塚市の建花寺川で人が流されている
→ 救出済み（死者 1 人）、本災害との関連を調査中

【佐賀県】

- ・ 武雄市北方町で自動車浸水により 6 人の孤立が発生
→ 救出済み（負傷者なし）
- ・ 武雄市朝日町で住家浸水により 2 人の孤立が発生
→ 救出済み（負傷者なし）
- ・ 武雄市橘町で住家浸水により屋根に取り残された 6 人から救助要請
→ 地元消防本部に加え、伊万里・有田消防本部（相互応援協定）及び佐賀県消防防災ヘリコプターが出動、救出済み
- ・ 武雄市北方町で橋冠水により 1 人の孤立が発生
→ 佐賀県消防防災ヘリコプターにより救出済み
- ・ 武雄市、大町町の六角川流域で浸水による孤立、取り残されを消防等により確認、救出活動
→ 取り残されがないことを確認済み

【熊本県】

- ・ 人吉市上新町の球磨川で死者 1 人を発見、本災害との関連なし

(3) その他災害関連を調査中の死者

- 島根県 1 人（浜田市）
- 広島県 1 人（広島市（再掲））
- 福岡県 1 人（飯塚市（再掲））
- 長崎県 1 人（諫早市）
- 熊本県 1 人（八代市）

3 避難指示等の状況

都道府県	警戒レベル5					警戒レベル4				
	緊急安全確保					避難指示				
	市	町	村	世帯	人数	市	町	村	世帯	人数
新潟県						1			9	19
長野県						1			26	75
岐阜県						0			0	0
京都府						1			1	4
兵庫県						1	1		4	8
和歌山県						1			23	37
広島県						1	0		3,651	7,398
山口県						1			5	8
福岡県						1	1		13	24
佐賀県						2	0		88	255
長崎県						0			0	0
熊本県						1			8	13
合計						11	2		3,828	7,841

4 都道府県における災害対策本部等の設置状況

(1) 災害対策本部

- 【長野県】 8月15日 6時00分 設置
- 【岐阜県】 8月13日 15時03分 設置
- 【愛知県】 8月13日 16時52分 設置 →8月15日 16時15分 廃止
- 8月16日 8時42分 設置 →8月19日 22時45分 廃止
- 8月20日 6時14分 設置 →8月20日 11時55分 廃止
- 8月20日 15時38分 設置 →8月21日 11時40分 廃止
- 8月21日 15時08分 設置 →8月21日 21時25分 廃止
- 8月22日 17時21分 設置 →8月22日 23時50分 廃止
- 8月23日 7時43分 設置 →8月23日 10時45分 廃止
- 【三重県】 8月13日 18時13分 設置 →8月15日 10時30分 廃止
- 8月17日 3時33分 設置 →8月17日 14時10分 廃止
- 【鳥取県】 8月14日 15時50分 設置 →8月15日 13時25分 廃止
- 【島根県】 8月14日 12時30分 設置 →8月19日 12時00分 廃止
- 【広島県】 8月12日 14時00分 設置
- 【福岡県】 8月12日 17時00分 設置
- 【佐賀県】 8月14日 2時15分 設置 →8月18日 16時23分 廃止
- 【長崎県】 8月14日 2時15分 設置

(2) その他警戒体制等

- 【設置】 熊本県
- 【廃止】 岩手県、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県

5 緊急消防援助隊の活動等

- 8月13日 九州、中国地方を対象とした緊急消防援助隊（1府12県）の出動体制を確認
8月15日 滋賀県、岡山県、広島県、福岡市、佐賀県、長崎県消防防災ヘリコプターにより、救急、情報収集等の活動を実施、その他西日本の消防防災ヘリコプター計11機が待機
8月16日 長野県消防防災ヘリコプターにより、孤立集落の確認・避難搬送を実施、その他の消防防災ヘリコプター計46機が待機
8月17日 消防防災ヘリコプター計46機が待機
8月18日 佐賀県消防防災ヘリコプターが情報収集の活動を実施、その他の消防防災ヘリコプター計45機が待機
8月19日 広島県及び熊本県の消防防災ヘリコプターが情報収集の活動を実施、その他の消防防災ヘリコプター計43機が待機
8月20日 長野県消防防災ヘリコプターが情報収集の活動を実施、その他の消防防災ヘリコプター計46機が待機
8月21日 消防防災ヘリコプター計45機が待機
8月22日 消防防災ヘリコプター計45機が待機
8月23日 消防防災ヘリコプター計46機が待機
8月24日 佐賀県消防防災ヘリコプターが情報収集の活動を実施予定、その他の消防防災ヘリコプター計44機が待機中

6 消防庁の対応

- 8月12日 11時00分 応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）
11時51分 都道府県、指定都市に対し「前線による大雨についての警戒情報」を发出
8月13日 8時45分 国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部に改組（第2次応急体制）
8時54分 大雨特別警報が発表された広島県に対し適切な対応及び被害報告について要請
9時50分 消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組（第3次応急体制）
15時18分 都道府県に対し「災害時におけるドローンの活用について」を发出
8月14日 2時16分 大雨特別警報が発表された佐賀県、長崎県に対し適切な対応及び被害報告について要請
5時50分 大雨特別警報が発表された福岡県に対し適切な対応及び被害報告について要請
7時15分 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部において、令和元年に危険物流出事故が発生した事業所に対する注意喚起等を指導済みであることを確認
8月15日 15時40分 都道府県に対し、一時的に雨の弱まった地域においても厳重な警戒、適時的確な避難情報の発令や継続の必要性に留意の上、対応するよう要請

問い合わせ先 消防庁災害対策本部 広報班 TEL 03-5253-7513 FAX 03-5253-7553

8月の大雨に係る対応について (8月24日午前7時00分時点)

1 対策本部等設置状況

- 海上保安庁対策本部設置(8月13日)
- 第六管区海上保安本部対策本部設置(8月13日)
- 第七管区海上保安本部対策本部設置(8月13日)
- 第十管区海上保安本部豪雨災害対策室(8月13日)

2 対応状況

- 巡視船艇・航空機の運用(船艇約50隻、航空機約10機)
 - 巡視船艇の状況
 - 六、七、十管区の基地にて即応待機中
 - 航空機の状況
 - 六、七、十管区等の各航空基地にて即応待機中
- 被害状況調査
 - 8月15日佐賀県武雄市周辺(六角川)・佐賀県嬉野市(塩田川)(回転翼機)
 - 8月15日岩国～福山市沿岸部(回転翼機)
 - 8月15日九州北部沿岸部(固定翼機)
 - 8月18日佐賀県六角川河口～佐賀鉄工所(多久市)(回転翼機)
 - 8月19日佐賀県六角川周辺(回転翼機)
 - 8月20日佐賀県・長崎県沿岸部(固定翼機)

※調査結果:①～⑥救助要請者等を認めず
- 海の安全情報の発出(事故防止に係る注意喚起等)

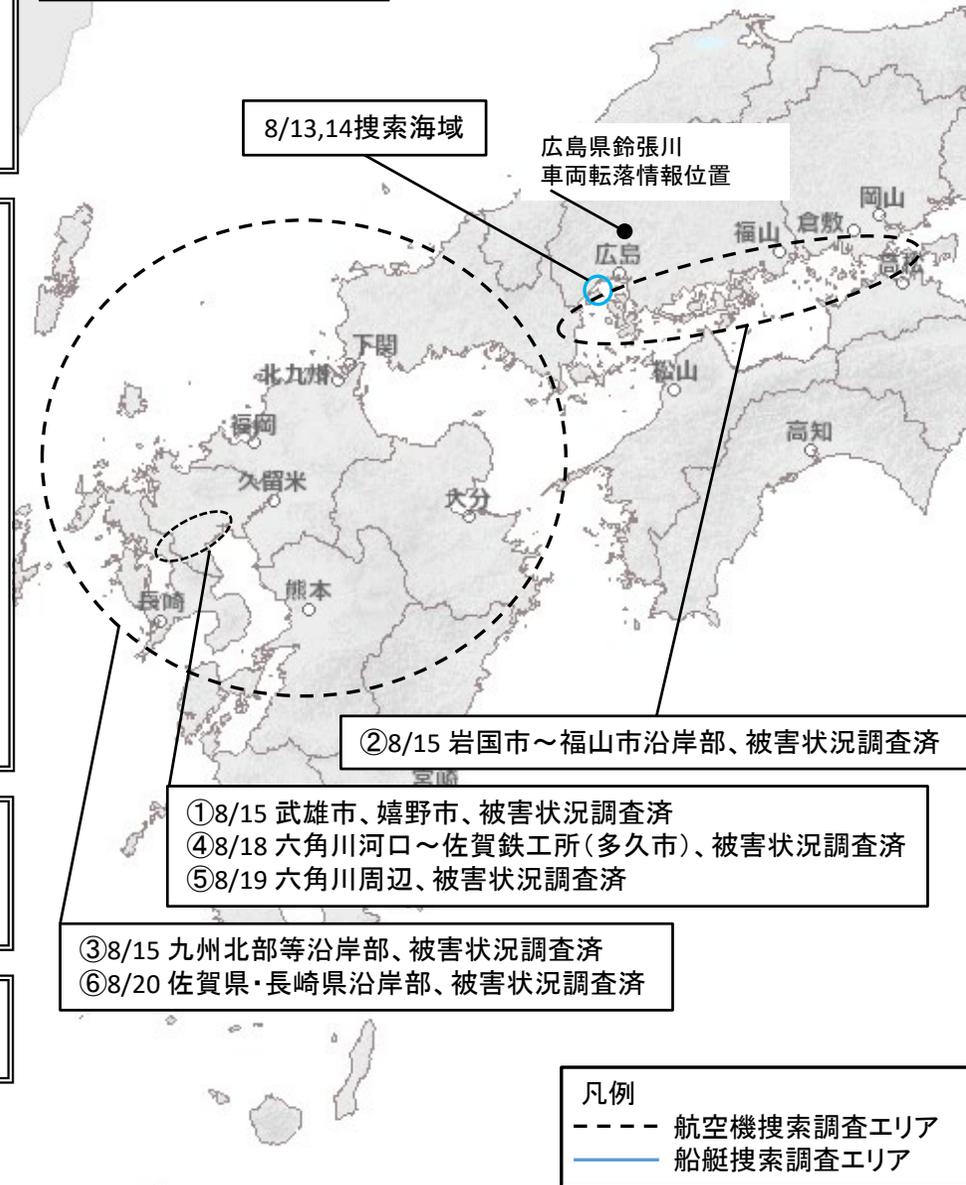
3 被害への対応

- 広島県鈴張川において車両転落情報
- 8月13～14日巡視艇による河口部の捜索、転落車両使用者女性1名揚収

4 その他参考事項

- 自治体からの支援要請等なし

被害状況調査等



※ 数値等は全て速報値のため、
今後変更される可能性があります。

令和3年8月の大雨に係る災害派遣について

令和3年8月19日
防衛省

長崎県における災害派遣活動

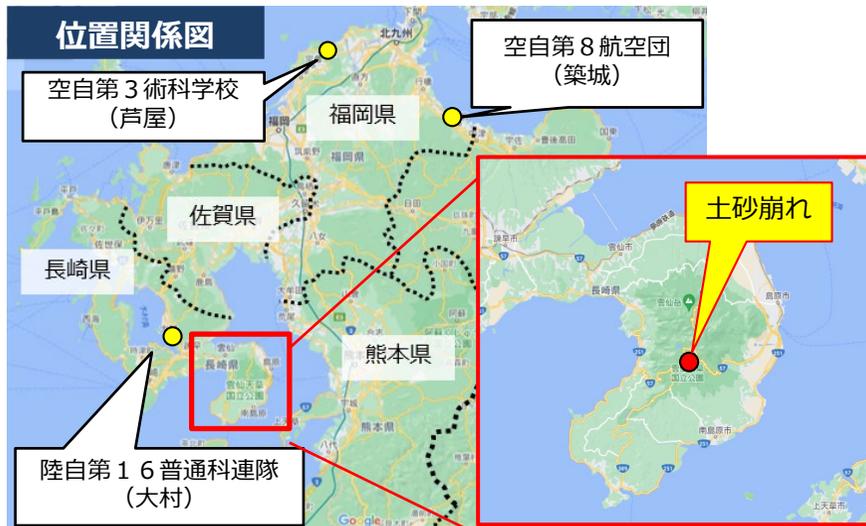
- 13日(金)未明に長崎市雲仙市において土砂崩れが発生。同日、陸上自衛隊第16普通科連隊長(大村)は、長崎県知事から人命救助に係る災害派遣要請を受理。
- 19日(木)1730、じ後の搜索は警察、消防及び自治体で対応可能となったことから、長崎県知事より第16普通科連隊長に対し災害派遣の撤収要請があり、同日をもって活動終了。

防衛省・自衛隊の活動

【被災現場における活動人員数：延べ約300人】

人命救助活動【活動期間：14日(土)～19日(木)】

- 活動部隊：陸上自衛隊第16普通科連隊(大村)
航空自衛隊第8航空団(築城)
航空自衛隊第3術科学校(芦屋)
- 使用装備(最大時)：小型ショベルドーザ×2両、
災害救助犬×3頭、全天候型ドローン×1機 等



活動写真



搜索救助活動①



搜索救助活動②



小型ショベルドーザによる
搜索救助活動



災害救助犬による搜索活動

佐賀県における災害派遣活動

- 14日(土)午前、六角川において氾濫が発生。佐賀県において、浸水により孤立者が出たことから、同日、陸上自衛隊西部方面混成団長(久留米)は、佐賀県知事から同県武雄市及び大町町における人命救助に係る災害派遣要請を受理。
- 18日(水)1120、佐賀県知事から西部方面混成団長に対し災害派遣の撤収要請があり、同時刻受理。
- 同日午後、大町町において斜面崩落が発生したため、同日1250、陸上自衛隊西部方面混成団長は、佐賀県知事から、二次災害防止のための周辺住民の避難誘導に係る災害派遣要請を受理。
- 同日1533、住民の避難誘導を完了したため、佐賀県知事から西部方面混成団長に対し災害派遣の撤収要請があり、同時刻受理。佐賀県におけるすべての災害派遣活動を終了。

被災現場における活動人員数：延べ約1,240人

武雄市

大町町

- 1 人命救助活動【活動期間：14日(土)～18日(水)】**
- 活動部隊：陸上自衛隊西部方面特科連隊(久留米・玖珠)、第4施設大隊(大村)、第9施設群(小郡)、西部方面航空隊(目達原)、第4偵察戦闘大隊(福岡)、海上自衛隊佐世保水中処分隊(佐世保)、航空自衛隊芦屋救難隊(芦屋)等
 - 使用装備(最大時)：ボート×28隻、車両77両、UH-1×1機、UH-60×1機、全天候型ドローン×1機等
- 【救助実績：95名】**

- 1 人命救助活動【活動期間：14日(土)～18日(水)】**
- 活動部隊：陸上自衛隊西部方面特科連隊(久留米)、第9施設群(小郡)、西部方面航空隊(目達原)、第4偵察戦闘大隊(福岡)、海上自衛隊佐世保水中処分隊(佐世保)、航空自衛隊芦屋救難隊(芦屋)等
 - 使用装備(最大時)：ボート×9隻、車両×12両、UH-1×1機、UH-60×1機、全天候型ドローン×1機等
- 【救助実績：82名】**
- 2 住民の避難誘導【活動期間：18日(水)】**
- 活動部隊：陸上自衛隊西部方面特科連隊(久留米)等
 - 使用装備：車両3両
- 【活動実績：避難誘導1名 安否確認4世帯】**

(注) UH-1、UH-60及び全天候型ドローンは武雄市及び大町町の両地域において共通で使用

活動写真



人命救助活動



医療従事者の輸送



孤立した住民の救助

6 総務省

令和3年8月24日(火)8:30 現在
総務省

8月の大雨による被害状況等について（第16報）

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者(サービス名)	被害状況等
固定 (注1)	NTT 東日本	・被害情報なし
	NTT 西日本	・被害情報なし
	NTT コミュニケーションズ	・復旧済み
	KDDI	・被害情報なし
	ソフトバンク	・被害情報なし
携帯電話等 (注2)	NTT ドコモ	・エリア支障なし ※合計2局停波 (内訳) 長崎県 1局、佐賀県 1局
	KDDI (au)	・復旧済み
	ソフトバンク	・復旧済み
	楽天モバイル	・被害情報なし

(注1) 事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。「被害情報なし」であっても、通信ビルから利用者宅の設備（電柱や通信ケーブル等）の罹災により固定電話等が利用できない場合がある。

(注2) 主な停波原因は伝送路断。

○防災行政無線

- ・都道府県防災行政無線：被害情報なし
- ・市町村防災行政無線：
 - 佐賀県杵島郡大町町：屋外スピーカー1局が停止中（浸水被害による電源部故障）

○OMCA 無線を利用した防災システム

- ・佐賀県武雄市：屋外スピーカー4局が停止中（詳細確認中）

(注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

2. 放送関係

<地上波（テレビ）>

地域 (局所名)	事業者名	原因	影響世帯数	現状
福岡県飯塚市 イヅカタカオ (飯塚高雄)	日本放送協会 RKB 毎日放送 九州朝日放送 テレビ西日本 福岡放送	伝送設備障害	790 世帯	復旧済

	TVQ九州放送			
高知県 トサチヨウ (土佐町及び下 位7中継局)	日本放送協会	落雷による伝送機 器故障	4,961世帯	復旧済

<地上波(ラジオ)>

被害情報なし

<ケーブルテレビ>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
熊本県小国町大 字北里地区及び 西里地区	熊本県小国町	土砂崩れによる 電柱倒壊及び伝 送路の障害	282世帯	復旧済
島根県江津市の 一部	石見ケーブルビ ジョン	河川氾濫に伴う PS時間超過	61世帯	復旧済
山口県下松市の 一部	Kビジョン	停電による機器 障害	200世帯	復旧済
山口県山口市の 一部	山口ケーブルビ ジョン	落雷による機器 障害	70世帯	復旧済
鳥取県鳥取市の 一部	日本海ケーブル ネットワーク	光ファイバ断線	49世帯	復旧済
長野県塩尻市北 小野の一部	エルシーブイ株 式会社	土砂崩れによる 伝送路障害	219世帯	復旧済
長野県木曾郡の 一部	木曾広域連合	土石流及びのり 面崩落によるケ ーブル断線	24世帯	復旧済

<コミュニティ放送>

被害情報なし

3. 郵政関係

<窓口業務関係>

- ・大雨の影響により、長野県1局、佐賀県6局の計7局が窓口業務を休止

<配達業務関係>

- ・配達遅延は解消され、地域内及び地域間とも正常運行

Ⅱ 総務省の対応状況

- 8月12日(木)11時00分、大臣官房総務課に情報連絡室を設置
- 8月13日(金)11時00分、情報連絡室を災害対策本部（長：大臣官房長）に改組
- 8月13日(金)、総務省災害関係局長級会議（第1回）・総務省災害対策本部会議（第1回）開催（メール開催）
- 8月14日(土)、総務省災害対策本部会議（第2回）開催（メール開催）
- 8月15日(日)、総務省災害関係局長級会議（第2回）・総務省災害対策本部会議（第3回）開催（メール開催）
- 8月16日(月)、総務省災害対策本部会議（第4回）開催（メール開催）
- 8月17日(火)、総務省災害対策本部会議（第5回）開催（メール開催）
- 8月18日(水)、総務省災害対策本部会議（第6回）開催（メール開催）
- 8月19日(木)、総務省災害対策本部会議（第7回）開催（メール開催）
- 8月20日(金)、総務省災害対策本部会議（第8回）開催（メール開催）

○ リエゾン派遣

- ・ 通信サービス等の確保に関しては、MIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）として、8月13日（金）以降、職員を福岡県（8/13～8/18）、長野県（8/15～8/17、8/20）に派遣。

派遣先	派遣時期	派遣人数累計
福岡県	8/13～8/18	7名
長野県	8/15～8/17、8/20	5名
合計		12名

○ 人的支援について

- ・ 8月13日（金）、大雨特別警報が発令された広島県に対し「8月11日からの大雨への対応について」を発出し、被災自治体だけでは災害対応が困難な場合は、躊躇なく応援職員の派遣要請を行うよう連絡。
同日、全都道府県に対しても「8月11日からの大雨への対応について」を発出。

○ 市町村の行政機能の確保状況（8月15日（日）6：00現在）

- ・ 市町村の行政機能の確保状況について、大雨特別警報が発令された広島県・福岡県・佐賀県・長崎県内の各団体に聞き取りを行ったところ、現時点において、庁舎への被害はなく、災害対応業務に支障は生じていない。

○ 総務省災害対策用移動通信機器等の貸与状況

貸出自治体	貸出機器	台数	(参考) 事業者等貸出数
長野県岡谷市	スマートフォン	—	10
	携帯電話	—	10
	Wi-Fi アクセスポイント	—	2
広島県広島市	携帯電話	—	20
	固定電話（無線型）	—	5
	Wi-Fi アクセスポイント	—	11
福岡県	スマートフォン	—	10
	Wi-Fi アクセスポイント	—	10
長崎県雲仙市	Wi-Fi アクセスポイント	—	1
長崎県島原市	Wi-Fi アクセスポイント	—	2

佐賀県	スマートフォン	—	46
	タブレット	—	25
	Wi-Fi アクセスポイント	—	3
佐賀県佐賀市	スマートフォン	—	5
	タブレット	—	5
	Wi-Fi アクセスポイント	—	3
佐賀県武雄市	Wi-Fi アクセスポイント	—	4
佐賀県嬉野市	スマートフォン	—	10
	タブレット	—	5
	Wi-Fi アクセスポイント	—	9
佐賀県杵島郡	携帯電話	—	20
	タブレット	—	5
	Wi-Fi アクセスポイント	—	6
自衛隊	携帯電話	—	105
	スマートフォン	—	80
	タブレット	—	15
	衛星通信端末	—	11

○ 関係機関への依頼状況

- ・各地方総合通信局に対して、被災自治体・通信事業者等との連携による迅速な復旧対応、プッシュ型による積極的な災害対策用移動通信機器の貸出等を指示。
- ・東京・大阪備蓄分の無線機等について、中国地方へ計 100 台、九州地方へ計 154 台を配備済み。

<電波利用料>

8月16日（月）、18日（水）及び19日（木）、災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

○ 財政支援について

- ・8月20日（金）、島根県2団体、広島県3団体、福岡県1団体、佐賀県2団体の合わせて8団体に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、9月に定例交付すべき普通交付税の一部（73億6,800万円）を繰り上げて交付。
- ・8月24日（火）、長野県3団体、福岡県2団体、長崎県2団体の合わせて7団体に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、9月に定例交付すべき普通交付税の一部（37億300万円）を繰り上げて交付。

Ⅲ 事業者等の対応状況

1. 通信関係

(1) 災害用伝言サービス

NTT 東日本、NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが災害用伝言サービスを展開中。

(2) 車載型基地局、移動電源車、可搬型発電機等の稼働状況

・NTT ドコモ

可搬型基地局 1台（長崎県長崎市）

2. 放送関係

(1) NHKにおける放送受信料の免除

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和3年8月から令和3年9月まで（2か月間）の放送受信料を免除。

(2) (株)WOWOW

災害救助法が適用された地域在住のサービス加入者に対し、専用フリーダイヤルを設置し、加入者からの申し出がありかつ「視聴不能」が確認された場合に、8月分の視聴料を免除。

(3) スカパーJ S A T (株)

災害救助法が適用された地域在住のサービス加入者に対し、専用フリーダイヤルを設置し、加入者からの申し出がありかつ「視聴不能」が確認された場合に、8月分の視聴料等を免除。

(4) テレビ設置状況

NHKが避難所にテレビの設置等の対応をしたところ（対応済1箇所）。

県	市町村	設置場所	対応日
長野県	安曇野市	穂高会館 (テレビ1台設置。アンテナも同時設置)	8月14日

3. 日本郵政グループ関係

○非常取扱い等の実施

- ・災害救助法が適用された地域（長野県、島根県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県の21市町村）を対象に、通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い、保険金の支払い等の非常取扱いを実施（8月16日（月）から9月15日（水）まで）
- ・保険料の払込猶予期間の延伸
- ・義援金の無料送金サービスを実施

4. 避難所等支援

○携帯電話等貸出状況（再掲：上記Ⅱ「(参考)事業者貸出数」)

- ・NTT ドコモ
携帯電話 125台、スマートフォン 46台、タブレット 40台、
衛星通信端末 1台、Wi-Fi アクセスポイント 19台、充電器 24台
- ・KDDI
携帯電話 30台、スマートフォン 115台、タブレット 15台、
衛星通信端末 10台、Wi-Fi アクセスポイント 32台、充電器 23台
- ・ソフトバンク
固定電話（無線型） 5台、充電器 3台

大臣官房総務課防災・調整係
電話 03-5253-5090
F A X 03-5253-5093

前線による大雨に伴う被害について
(8月24日(火)7:00時点 <第19報>)

令和3年8月24日
経済産業省

■経済産業省では、8月12日(木)11:00に災害連絡室を設置。

■現時点で把握している経済産業省関連の被害状況は以下のとおり。

※下線は変更・追記箇所

1. 電力

●大雨による停電なし。

●JPOWER 松島火力発電所(500MW×2)の負荷抑制について、8月16日(月)に復旧。(天候回復に伴い貯炭場からの送炭量が回復したため。)

●8月22日(日)23:13、JPOWER 奥清津第二発電所(揚水、300MW×2)の2号機が揚水運転準備中に保護装置の作動により停止(原因等調査中。大雨による影響か不明。)
※現時点で東北エリアの需給上問題ない見通し。

●8月18日付けで、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社、8月23日付けで、中部電力ミライズ株式会社及び中部電力パワーグリッド株式会社による災害救助法適用地域及び当該地域の隣接地域を対象にした電気料金の支払猶予等の特別措置に係る申請を認可。

・電力各社等との連絡体制を構築済み。

2. ガス

●西部ガス(都市ガス)

・長崎県佐世保市の供給支障678戸について、本復旧済み(仮設整圧器を用いた中圧導管供給から別系統の低圧導管供給に切替(8月20日(金)22:30工事完了))。

・業界団体との連絡体制を構築済み。

●LPガスについて、被害情報なし。

・関係団体との連絡体制を構築済み。

3. 高圧ガス・火薬類

- 高圧ガスについて、佐賀県の鉄工所のLPガス容器（20kg容器1本）が六角川の氾濫により流出。8月19日（木）に回収済み。

- ・関係機関との連絡体制を構築済み。

- 鉱山及び火薬関係での被害情報なし。

- ・産業保安監督部、関係団体との連絡体制を構築済み。

4. 製油所・油槽所、SS

- 製油所・油槽所について、被害情報なし。

- ・業界団体及び元売各社と情報収集体制を構築済み。

- SSについて、佐賀県の4店舗（武雄市3店舗、杵島郡1店舗）が営業停止中（冠水による機器類の故障によるもの）。

- ※武雄市には当該SSを含めて22店舗、杵島郡には当該SS含めて14店舗あり、燃料の安定供給に支障なし。

- ・関係団体との連絡体制を構築済み。

5. コンビニ

- 中国・四国地方において、浸水被害等により数店舗が一時休業中。

- ・関係企業との連絡体制を構築済み。

6. 工業用水関係

- 被害情報なし。

- ・地方経産局との連絡体制を構築済み。

7. 製造業等

- 九州・中国・近畿地方において、一部工場等における浸水等の被害あり。

- ※現時点でサプライチェーンへの影響なし。

- ・関係団体との連絡体制を構築済み。

8. 中小企業

- 災害救助法の適用を受け、8月13日（金）に広島県、8月16日（月）に島根県、福岡県、佐賀県、8月17日（火）に長野県、長崎県に対し、

- ①中小企業関係団体等による特別相談窓口の開設

- ②災害復旧貸付の実施

- ③セーフティネット保証4号の適用
- ④既往債務の返済条件緩和等への柔軟な対応の要請
- ⑤小規模企業共済災害貸付の適用等の初動措置を発動。

<災害救助法の適用地域> (8月19日18時時点)

- ・長野県 (2市3町1村)
岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町、木曾郡上松町、木曾郡王滝村、木曾郡木曾町
- ・島根県 (1市2町)
江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町
- ・広島県 (3市1町)
広島市 (全区)、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町
- ・福岡県 (3市)
久留米市、八女市、みやま市
- ・佐賀県 (2市1町)
武雄市、嬉野市、杵島郡大町町
- ・長崎県 (2市)
雲仙市、南島原市

自治体からの要望書

広島県

広島市

北広島町

要 望 書

令和3年8月11日からの広島県内における
広域的な豪雨に伴う災害に対する緊急要望

令 和 3 年 8 月
広 島 県

【目次】

○ 要 旨	(P1)
1 被災者支援の円滑な実施について	(P2)
2 公共土木施設等の災害復旧事業の早期の実施について	(P2)
3 再度災害防止に向けた改良復旧事業の積極的な推進について	(P3)
4 風水害対策の強化	(P3)
5 農業用ため池の総合的な対策の推進	(P4)
6 災害廃棄物等の処理について	(P4)
7 商工業、農林水産業など産業に対する支援について	(P5)
8 復旧・復興に向けた財政措置	(P5)

要 旨

令和3年8月11日からの大雨により、本県では、多いところで累加雨量761mm（令和3年8月20日時点）に到達するなど、県内各地で観測史上最大となる記録的な豪雨に襲われました。

この豪雨により尊い命が奪われ、現在も行方不明者の懸命な捜索が行われているところです。また、河川の氾濫や土石流などにより、多数の家屋が被害を受けている状況となっております。

被災直後で、被害の全容が明らかになっておらず、情報収集を行っている状況ではございますが、被害の大きさに鑑み、県民の安全・安心の確保のため、被災者の生活支援をはじめ、災害の早期復旧等に向けて格段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

1 被災者支援の円滑な実施について（厚生労働省）

- (1) 今回の豪雨による被災地域の実情を勘案され、避難所で生活されている方の安全・安心な生活の確保、災害救助法の円滑な運用など、被災者の支援について、格段の配慮をお願いします。
- (2) また、被災された方に対しての戸別訪問による健康管理、精神保健活動についても、災害救助法の対象とするなど、積極的な支援をお願いします。

2 公共土木施設等の災害復旧事業の早期の実施について （各省共通）

(1) 激甚災害の早期指定について

公共土木施設、農地・農業用施設、林道等の災害復旧等を円滑かつ早急に行うため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、本災害を早期に激甚指定していただくようお願いします。

(2) 災害復旧事業等の早期実施について

- ア 被災施設等の早期復旧を図るため、災害査定に係る事務手続きの柔軟な運用や簡素化を図るとともに、災害査定に係る費用について、地方負担の軽減が図られるよう格段の配慮をお願いします。
- イ 土砂災害による甚大な被害の発生により、住民の生活や社会活動に大きな影響が生じており、迅速な安全確保及び復旧が必要な個所について、国による強力な財政的・技術的支援をお願いします。

3 再度災害防止に向けた改良復旧事業の積極的な推進について (農林水産省・国土交通省)

災害復旧の実施にあたっては、再度災害の発生を防止するため、原形復旧だけでなく、改良復旧事業を積極的に取り入れることができるよう、採択基準の柔軟な適用や緩和等、格段の配慮をお願いします。

4 風水害対策の強化(内閣府・総務省・農林水産省・国土交通省)

ア 流域治水の考え方にに基づき、河川、ダム等の整備、農業用ため池等の防災工事及び維持管理を含めた水害防止対策の推進を図るとともに、雨水貯留機能の保全と施設整備や雨水流出抑制施設整備等の流域対策など、流域全体の水害軽減策の強化を加速するようお願いします。

イ 毎年のように激甚な土砂災害が繰り返されている状況を踏まえ、土砂災害の防止・軽減の基本である砂防関係施設の整備及び既存施設の長寿命化による事前防災対策を計画的かつ強力に推進するとともに、既存の砂防関係施設の高機能化、多機能化を図るなど、より効率的・効果的な施設整備の推進を加速するようお願いします。

ウ 令和2年度補正予算より予算化され、重点的・集中的に講じられることとなった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的かつ着実に実施するとともに、必要に応じて対象事業の拡大及び要件緩和を行い、必要となる予算・財源を当初予算において別枠で安定的・継続的に確保し、国土強靱化の対策を強力かつ計画的に進めるようお願いします。

5 農業用ため池の総合的な対策の推進（農林水産省）

広島県には決壊した場合に人への被害を与える恐れがある防災重点農業用ため池が約7,000箇所あり、適正な管理と補強・廃止等の防災工事を進めているところです。一方、今回の豪雨では、農地と住宅が混在する地域の上流に所在するため池へ土砂が流入し閉塞するなど、通常の方法や防災工事だけでは対応できない課題も発生したところです。

これを受け、流域や地域レベルでのハード・ソフト両面にわたる新たな防災対策を推進するための方策を国においても検討をお願いします。

6 災害廃棄物等の処理について（国土交通省・環境省）

関係地方公共団体並びに関係団体と緊密に連携しながら、被災市町の実態を正確に把握し、国として迅速かつ積極的に実情に即した廃棄物の撤去・運搬・処理に係る適切な支援策を講じるようお願いします。

また、被災市町が実施する災害等廃棄物処理事業等について、補助の充実を図るほか、被災地の速やかな復旧・復興が進むよう予算の確保及び早期の採択をお願いします。

特に、半壊家屋の解体・撤去費用について、災害等廃棄物処理事業の対象とするようお願いします。

7 商工業，農林水産業など産業に対する支援について

(農林水産省・経済産業省)

- (1) 本災害により影響を受けた商業施設や工場等において，事業者が早期に施設復旧・事業再開できるよう，補助制度の拡充や創設など，財政支援の充実強化をお願いします。
- (2) 本災害により被災した農林水産業の生産基盤や生産施設の復旧・再整備や，生産活動の早期再開に必要な経費に係る補助制度の拡充や創設など，財政支援の充実強化をお願いします。
- (3) 被災地区の中小企業者に対する災害復旧資金として長期低利の資金を供給するため，政府系金融機関の貸付条件等の弾力的運用について，特段の配慮をお願いします。

8 復旧・復興に向けた財政措置（各省共通）

被災者の救援，災害復旧等に多額の経費を要することから，これらに全力で確実に取り組めるよう，国において必要な補正予算を編成いただくとともに，特別交付税の増額配分，災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保に特段の配慮や積極的な財政支援をお願いします。

国土交通大臣

赤羽 一嘉 様

要 望 書

砂防堰堤の適切な保全と直轄砂防事業の
促進に関する緊急要望

広島市

要望の要旨

1 砂防堰堤に堆積した土砂等の早期撤去及び適切な保全について

今回、安佐南区相田地区、緑井地区及び大町地区で発生した土石流については、国土交通省において整備していただいた砂防堰堤によって、下流の住宅地への被害を未然に防ぐことができたことについて感謝申し上げます。

しかしながら、これらの砂防堰堤が大きな減災効果を発現した証しとして、堰堤には大量の土砂等が堆積し、その能力は限界に達しております。

今後、秋の台風シーズンを控え、安全が確保できるまでは帰宅が叶わず、未だ避難所等での不安な生活を強いられている下流の住民等を中心に、堆積土砂等の早期撤去をという要望が寄せられているところです。

については、今後もますます懸念される豪雨の頻発・激甚化等への十分な備えを行うという観点からも、堆積土砂等の早急な撤去とともに、砂防堰堤の保全について、特段の御配慮をお願いいたします。

2 直轄砂防事業の促進について

本市域の多くの面積を占める広島西部山系及び安芸南部山系は、急峻な地形と崩壊を起こしやすい花崗岩等が広く分布し過去から幾度も甚大な土砂被害が発生しており、未だ継続している平成30年7月の豪雨災害の復旧・復興のみならず、国による強力な財政的・技術的支援のもと、事前防災対策となる砂防堰堤の整備を待ち望んでいる地区が多くあります。

今後ますます懸念される豪雨の頻発・激甚化等に備え、事前防災対策が一層重要であり、砂防堰堤の整備が近年の地球温暖化に伴う気候変動等による自然災害リスクの低減に繋がるものと考えております。

このため、コロナ禍での経済対策が継続的に必要な情勢下でも、土砂災害から人命を守り安心して暮らせる地域とするため、直轄事業の一層の促進が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

令和3年8月22日

広島市長

松井一實

要 望 書

令和3年8月豪雨災害に対する緊急要望



令和 3 年 8 月

広島県北広島町

要 望

令和3年8月豪雨に伴う北広島町内における災害による早期復旧等について、格段の措置を講じていただくようお願いいたします。

令和3年8月

北 広 島 町 長 箕野 博司

北広島町議会議長 湊 俊文

要 旨

本町では、令和3年8月7日から15日にかけて、多いところで累加雨量742mmを記録するなど、町の南部を中心に記録的な豪雨に襲われ、土石流や河川の氾濫などにより河川、道路をはじめ上下水道施設、農地、農業用施設、家屋などに多くの被害が発生しました。

この度、多くの被災箇所を抱えた冠川流域、出原川流域、吉木川流域などは平成11年6月豪雨や平成18年9月豪雨の際にも甚大な被害を受けており、度重なる災害発生に地域住民は疲弊落胆し、かつ今後の生活に不安を募らせております。

被災直後で、情報収集を行っている状況であり全容は定かではありませんが、被害の大きさは想定をはるかに超えております。町民の安全・安心の確保のため、被災者の生活支援をはじめ、災害の早期復旧等に向けて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1 公共土木施設等の災害復旧事業の早期の実施について

(1) 激甚災害の早期指定について

公共土木施設、農地・農業用施設、林業用施設等の災害復旧等を円滑かつ早急に行うため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、本災害を早期に激甚指定していただくようお願いします。

(2) 災害復旧事業等の早期実施について

ア 被災施設等の早期復旧を図るため、災害査定に係る事務手続きの柔軟な運用や簡素化を図るとともに、災害査定に係る費用について、地方負担の軽減が図られるよう格段の配慮をお願いします。

イ 土砂災害による甚大な被害の発生により、住民の生活や社会活動に大きな影響が生じており、迅速な安全確保及び復旧が必要な箇所について、国直轄の緊急対策による地域の生活再建支援の強化をお願いします。

2 再度災害防止に向けた改良復旧事業の積極的な推進について

再度災害を防止するため、災害復旧事業のみでは十分な効果を期待できない場合において、災害復旧費に改良費を加え、復旧事業に合わせて被災施設またはこれを含めた一連の施設を改良する、改良復旧事業を積極的に取り入れることができるよう、採択基準の柔軟な適用や緩和等、格段の配慮をお願いします。

3 風水害対策の強化

ア 流域治水の考え方に基づき、河川、ダム等の整備、農業用ため池等の防災工事及び維持管理を含めた水害防止対策の推進を図るとともに、雨水貯留機能の保全と施設整備や雨水流出抑制施設整備等の流域対策など、流域全体の水害軽減策の強化を加速するようお願いします。

イ 毎年のように激甚な土砂災害が繰り返されている状況を踏まえ、土砂災害の防止・軽減の基本である砂防関係施設の整備及び既存施設の長寿命化による事前防災対策を計画的かつ強力に推進するとともに、既存の砂防関係施設の高機能化、多機能化を図るなど、より効率的・効果的な施設整備の推進を加速するようお願いします。

ウ 令和2年度補正予算より予算化され、重点的・集中的に講じられることとなった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的かつ着実に実施するとともに、必要に応じて対象事業の拡大及び要件緩和を行い、必要となる予算・財源を当初予算において別枠で安定的・継続的に確保し、国土強靱化の対策を強力かつ計画的に進めるようお願いします。特に、氾濫発生箇所やその危険性が高い地域において、河道掘削等により洪水時の河川水位の低下を図る対策や河川堤防の強化対策等緊急対策を講じていただくようお願いします。

4 復旧・復興に向けた財政措置

被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要することから、これらに全力で確実に取り組めるよう、国において必要な補正予算を編成いただくとともに、特別交付税の増額配分、災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保に格段の配慮や積極的な財政支援をお願いします。

内閣府男女共同参画局
令和3年8月23日
17時00分現在

令和3年8月の大雨に係る対応について

- 今般の大雨により被災した下記の府・県及び当該府・県の政令市の男女共同参画担当部局に対し、各地域の男女共同参画センターとも連携しながら、「女性の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づく取組（※）を要請。

（※）取組の具体的内容

- 女性の視点からの「避難所チェックシート」を活用した避難所の開設・運営
- 被災者のプライバシーに配慮したスペースの確保（男女別の更衣室や授乳室等）
- 安全で利用しやすいトイレの設置
- 女性と男性で異なるニーズに対応するための避難所の運営体制への女性の参画

【要請を発出した自治体】

- 8月12日（木） 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び福岡市、北九州市、熊本市
- 8月13日（金） 広島県及び広島市
- 8月15日（日） 長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、島根県、岡山県、山口県及び京都市、岡山市